# 令和８年度検定合格審査のご案内

１　検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級並びに当該検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日及び定員

⑴　警備業務の種別及び級並びに定員

ア　施設警備業務１級及び２級　各５人

イ　交通誘導警備業務１級及び２級　各５人

ウ　貴重品運搬警備業務１級及び２級　各５人

⑵　実施期日

令和８年１１月１８日（水）午前９時から正午まで

各検定合格者審査とも集合時間は、午前８時３０分とする。

２　実施場所

奈良市登大路町８０番地

奈良県警察本部

３　検定合格者審査の対象者

検定規則附則第６条に定める者とする。ただし、検定規則附則第７条第２項の規定により学科試験及び実技試験の全部が免除される者を除く。

４　検定合格者審査の申請手続

⑴　検定合格者審査の事前申出

検定合格者審査を受けようとする者（以下「審査申請者」という。）は、令和８年１０月１９日（月）から同月２２日（木）までの午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「警察本部生活安全企画課」という。）に対し、電話による事前申出を行い、予約番号を取得すること。

なお、この申出は審査申請者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

また、ｅ‐Ｇｏｖを利用した電子申請により検定合格者審査の申請を行う場合であっても、あらかじめ電話による事前申出を行い、予約番号を取得すること。

⑵　検定合格者審査の申請

ア　申請期間

令和８年１０月２６日（月）から同月２９日（木）までの午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

ただし、ｅ‐Ｇｏｖを利用した電子申請により検定合格者審査の申請を行う場合は、上記申請期間内であれば、時間を問わず申請を行うことができる。

イ　申請場所

㈠　奈良県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

㈡　奈良県内の営業所に属する警備員

その属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

㈢　奈良県公安委員会から検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第８条の合格証の交付を受けている者（㈠及び㈡に掲げる者を除く。）

奈良県内の警察署の生活安全課（係）

ウ　提出書類

次の書類を審査申請者本人又はその代理人がイの場所に直接持参して検定合格者審査の申請を行うこと。この場合において、⑴により取得した予約番号を受付担当者に申し出ること。

㈠　審査申請書　１通

㈡　奈良県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定規則第８条の合格証の交付を受けている者は、次に掲げるいずれかの書面　１通

ａ　奈良県内に住所を有することを疎明する書面

ｂ　奈良県内の営業所に属することを疎明する書面

㈢　写真　１葉

申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

㈣　旧検定規則第８条の合格証の写し　１通

㈦　代理人が検定合格者審査の申請を行う場合にあっては、審査申請者本人の委任状　１通

５　審査手数料（申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。）

４，７００円

なお、申請をした検定合格者審査を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

６　検定合格者審査の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

⑴　学科試験の科目

ア　警備業務に関する基本的な事項

イ　法令に関すること。

ウ　警備業務の実施に関すること。

エ　警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

⑵　実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

７　その他

⑴　検定合格者審査の当日は、旧検定規則第８条の合格証を持参すること。

⑵　問合せ先

ア　奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ　警察本部生活安全企画課

電話番号（代表）　０７４２－２３－０１１０　内線３０４３